

門真市事務処理規程（抜粋）

（事務処理の原則）

第3条 職員は、市民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。

2 命令系統は常に統一を保ち、これを乱すことがあってはならない。

3 事務を処理するに当たっては、所管事務に間隙（げき）を生じないように関係部門と十分に協調し、意思の疎通を図らなければならない。